（略）

乗用自動車の区分	
令第十八条第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める乗用自動車	

（特定エネルギー消費機器の対象外となる貨物自動車）

第三条　令第十八条第八号の経済産業省令・国土交通省令で定める貨物自動車は、次の表の上欄に掲げる貨物自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

貨物自動車の区分	
令第十八条第八号の経済産業省令・国土交通省令で定める貨物自動車	

（略）

附　則

1　（略）

2　国土交通大臣は、当分の間、次に掲げる者から、国土交通大臣が告示で定めるところにより申請があった場合には、国土交通大臣が告示で定める方法により、法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値を算定することができる。

一　特定エネルギー消費機器（法第百四十五条第一項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。次号において同じ。）である自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものを製造し、又は輸入する事業を行う者

二・三　（略）

（略）

乗用自動車の区分	
令第十五条第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める乗用自動車	

（特定エネルギー消費機器の対象外となる貨物自動車）

第三条　令第十五条第八号の経済産業省令・国土交通省令で定める貨物自動車は、次の表の上欄に掲げる貨物自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

貨物自動車の区分	
令第十五条第八号の経済産業省令・国土交通省令で定める貨物自動車	

（略）

附　則

1　（略）

2　国土交通大臣は、当分の間、次に掲げる者から、国土交通大臣が告示で定めるところにより申請があった場合には、国土交通大臣が告示で定める方法により、法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値を算定することができる。

一　特定エネルギー消費機器（法第七十八条第一項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。次号において同じ。）である自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものを製造し、又は輸入する事業を行う者

二・三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。